

平成23年度印西市市民参加推進委員会会議録

- 1 開催日時 平成23年11月28日（月）
午前10時00分から午後0時20分まで
- 2 開催場所 市役所 会議棟204会議室
- 3 出席者 前田伸彌委員、福川裕一委員、好川八重子委員、三島木和香子委員、
林 順子委員、菊地愛子委員、篠田吉範委員、増淵澄夫委員
- 4 欠席者 吉田淳子委員、浅倉美博委員、
- 5 事務局 鈴木企画政策課長、高石副主幹、小林主任主事
- 6 傍聴者 なし
- 7 議 事 (1) 平成23年度市民参加手続の中間報告について
(2) 市民参加ガイドラインについて
(3) その他
- 8 議事録 (要点)

事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成23年度第2回印西市市民参加推進委員会を開催いたします。

委員各位におかれましては、本日ご多忙の中、本会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、会議に先立ちまして、3点、委員の皆様にご説明させていただきます。

まず1点目でございますが、会議は印西市市民参加条例第11条第1項の規定により公開といたします。

また、会議の傍聴につきましては、印西市市民参加条例施行規則第12条第3項の規定に基づき作成しました、傍聴要領のとおりといたします。

次に2点目でございますが、会議の録音についてでございます。

当審議会の会議につきましては、会議録を作成する都合上、録音させていただきます。

次に、3点目でございますが、会議録への署名についてでございます。

会議録の署名人につきましては、名簿順でお願いしたいと思いますので、本日の会議は好川委員にお願いいたします。

本日は、吉田委員と浅倉委員が、所用により欠席となりますので、出席委員は、8名でございます。よって委員の半数以上の出席がございますので、ただ今より、印西市市民参加推進委員会を開催いたします。

それでは、はじめに福川会長よりご挨拶をお願いいたします。

福川会長 (挨拶)

事務局 ありがとうございました。それでは、印西市市民参加条例施行規則第15条第4項の規定により、福川会長に議長をお願いいたします。

議 長 それでは、条例の規定により、議長を務めます。
議題（１）の平成２３年度市民参加手続の中間報告について、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議題（１）平成２３年度市民参加手続の中間報告について、説明させていただきます。

中間報告につきましては、年度上半期である４月１日から９月３０日までの期間に実施された各市民参加手続及び１０月から年度末までの下半期に実施予定となる各市民参加手続について、１０月１日を基準日として、庁内各課に照会し、回答を得たものとなります。

７月の第１回の市民参加推進委員会で報告いたしました、平成２３年度に実施予定の市民参加手続の経過と新たに付け加えたものになります。

庁内各課からの回答である個表を基に、Ａ３判の総括表を事務局で作成いたしました。それでは、総括表によりまして、平成２３年度市民参加手続の実施状況と実施予定・中間報告について、順を追って、説明させていただきます。

第１に印西市情報化計画の策定です。所管課は、情報管理課となります。

事業内容は、次期情報化計画となる第３次印西市情報化計画を策定するにあたり、「情報化に関する市民意識調査」を実施し、市民ニーズを把握する。

市民参加手続は、市民意向調査手続（アンケート）です。

周知は、抽出者へ直接郵送しております。実施予定時期は９月、見込参加者数１０００名でした。実際には、９月１７日から３０日に実施し、３５０名の中から回答がありました。成果の所見は、アンケートの目的は達成できたと考えますが、アンケート回収率の更なる向上と設問があったとの御意見をいただいたため、次回の課題としたいとなります。

第２に、印西市行政改革大綱及び行政改革実施計画の策定です。

所管課は、行政管理課です。行政改革を推進していくため、平成２４年度からの新たな行政改革大綱及び実施計画を策定するにあたり、広く市民意見を公募するためパブリックコメントを実施し、また、有識者からの専門的知識などの意見を聴取する目的で、審議会等手続をとりました。市民意見公募の周知は、広報紙への掲載とホームページへ掲載しました。

開催予定は、９月で、件数は３０件を予定しており、実際は、９月２７日から１０月２７日の１カ月実施し、提出件数は１件でした。所見としては、意見等の提出件数が１件であったため、周知方法など検討が必要である。となります。

審議会につきましては、周知方法は各委員に通知し、４・６・７月に開催を予定し、それぞれ１０名の委員参加を予定しておりました。実際に、４月２２日、６月８日、７月２２日に開催し、１０名、９名、１０名の参加がありました。所見については、各委員からの貴重な意見を、大綱及び実施計画の素案等の作成に反映できた。となります。

第３に、次期総合計画の策定です。所管課は、企画政策課です。

事業の内容は、次期総合計画における基本構想の素案について市民説明会・市民意見公募、審議会等手続をとったものでございます。

市民説明会手続について、周知としては、広報紙への掲載、ホームページへ

の掲載、ポスター掲示を行い、6月に200名の参加で予定しており、実際には6月18日から25日にかけて、市内6会場で実施し、144名の参加がありました。

所見としては、基本構想の策定にあたり、広く聴取することができました。となります。

市民意見公募手続については、周知方法としては、広報紙への掲載、ホームページへの掲載、ポスター掲示を行い、6月に20件を予定しており、実際には6月11日から30日に実施し、7件の意見がありました。

所見としては、基本構想の策定にあたり、参考となる貴重な市民意見を聴取することができました。となります。

審議会等手続については、周知方法としては、各委員に通知を行い、4・8月に実施し全委員35名の参加を予定し、70名を予定しておりました。

実施には、総合計画審議会を4月28日と8月3日に開催し、印旛地区地域審議会と本埜地区地域審議会を4月27日と8月1日に開催し、それぞれ15名・13名、16名、18名の参加がありました。所見としては、素案策定にあたり、それぞれの委員から幅広く多角的な意見を聴取することができました。となります。

また、次期総合計画の第1次基本計画の市民説明会、市民意見公募、審議会等手続をとる予定になっております。

市民説明会手続については、周知方法として広報紙への掲載、ホームページへの掲載、ポスターの掲示を予定しております。時期は、12月下旬を予定しており参加者150名を見込んでおります。

市民意見公募手続については、周知方法として広報紙への掲載、ホームページへの掲載、ポスターの掲示を予定しており、時期は、12月下旬に1回、意見は20件を予定しております。また、審議会については、10月に1回、平成24年1月に1回予定しており、委員のべ66名の参加を見込んでいます。

次に第4 印西市国際化推進方針の策定です。所管課は、企画政策課です。

事業内容は、市の国際化を具体的に推進するため、印西市国際化推進方針を策定するにあたり、策定懇談会から意見を求めるものです。

市民参加手続は、審議会手続と市民意見公募手続をとる予定で、審議会等手続については、7月頃と9月頃に1回ずつ予定しており、のべ24名の委員参加を見込んでいました。

実際、7月15日と9月30日に開催し、10名と8名の委員の参加がありました。

所見としては、公募委員をはじめ、在印西市外国人委員等から多角的な意見を聴取することができました。となります。

これからの予定としまして、市民意見公募手続を、平成24年1月に実施する予定であり、意見を20件と見込んでいます。周知方法としては、広報紙への掲載、ホームページへの掲載を予定しています。

審議会等手続については、11月と平成24年1月に予定しており、のべ24名の委員の参加を見込んでおります。

続いて、第5 印旛高校跡地活用検討調査業務です。所管課は、まちづくり推進課です。

事業内容は、印旛高校跡地活用の実現化方策案について、市民会議手続と市民意見公募手続をとりました。市民会議については個別に周知し、開催予定は7月頃としていました。実際は、7月23日に15名、10月29日に21名で開催し、所見としては、平成21年から進めてきた印旛高校跡地活用基本計画を策定し公表した。となります。

市民意見公募については、7月頃10件の予定をしており、実際、7月26日から8月8日までに実施し2件の意見がありました。

次に、第6 印西市環境白書2011（平成23年度版）の策定です。所管課は環境保全課です。事業内容は、環境に関する施策や環境問題・環境行動に対する意見、意向等を募集するため、環境に関する市民・事業者意識調査を実施するものです。

市民参加手続は、市民意向調査手続を抽出者や直接郵送し、6月頃・35%を予定しており、実際に6月に実施し、回収率は27%となりました。所見は、回収率の低さが課題であるが、市民・事業者の環境に対する意識を概ね把握することができた。となります。

市民会議手続は、個別に通知し、毎月開催する予定としており、実際5月19日・6月17日・7月15日・8月19日・9月16日にそれぞれ12名・11名・11名・10名・11名の参加で開催しました。所見は、積極的な参加であるが、行政に対する不平・不満の会議となることがある。となります。

第7 印西市地域福祉計画（第2期）の策定です。所管課は、社会福祉課です。

事業内容は、地域での福祉サービスの適切な利用などについて、社会福祉法の規定により地域福祉計画を策定するため、市民意見を広く募集するものです。

市民参加手続は、市民意向調査手続、市民説明会手続、審議会等手続で、アンケートについては、抽出者へ直接郵送し、7月頃回収率35%を予定していました。実際、7月に実施し、回収率は38%となりました。所見は、アンケート内容が多かったものの、回収率が予想よりも多かったため。となります。

市民説明会手続は、広報紙への掲載、ポスターの掲示となります。9月頃60名の予定でした。実際、9月17日、18日、24日、25日に開催し11名の参加でした。

所見としては、計画のPR不足もあり、参加者が少なかった。となります。

審議会等手続の周知は、各委員に通知し、6月頃と9月頃に30名の予定でした。

実際、6月24日と9月30日に開催し、それぞれ15名、13名の参加がありました。所見は、策定まで、数度開催の予定であり、現状では、達成状況は記載できないとのことです。

第8 印西市障害福祉計画（第3期）の策定です。所管課は、社会福祉課です。

事業内容は、上位計画である「印西市障害者基本計画」を踏まえ、平成24年度から施行する「第3期印西市障害福祉計画」を策定するものです。市

民参加手続は、市民意向調査手続、市民説明会手続、市民意見公募手続をとる予定です。市民意向調査手続については、抽出者へ郵送し、7月頃回収率50%で実施する予定で、7月実施し回収率54%という結果でした。

所見は、回収率が予想の50%を上回り、一定の成果が上がったという結果でした。

第9 第5期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定です。所管課は、介護福祉課です。第5期印西市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画のため、策定委員会を開催し、委員意見を聴取するもので、9月から毎月開催する予定としており、9月28日に委員参加20名で開催し、以後、毎月開催していく予定としています。

最後になりますが、第10 小林駅舎等整備推進事業です。所管課は、都市整備課です。

事業内容は、小林駅自由通路の新設及び駅舎橋上化の整備について、市民説明会を実施するもので、周知方法は、町内会回覧と前回出席者へのダイレクトメールです。

5月22日、6月26日、7月24日、9月24日に開催し、それぞれ30名、9名、13名、15名の参加がありました。所見は、計画・検討内容については参加者の理解を得られていると考えている。となります。

こちらは、定期開催している小林地区懇話会にて説明しているものです。

なお、7月の第1回市民参加推進委員会の際、ご指摘いただいた市民参加手続の実施予定シートを、より見やすいように、複数年度にわたる場合の全体スケジュールの見直しを図りました。議題(1)についての説明は、以上となります。

議 長 ただ今の事務局からの説明について、ご質問若しくはご意見がありましたらお願いしたいと思います。

前田委員 全体とすれば、確実に進歩しているなど。個々には色々ありますけれど、意向に沿った形になってきているなど感じます。

あと、10件と言うのは、年度当初の計画になかったものを追加したということですか。

事務局 そうです。印西市国際化推進方針の策定、印西市地域福祉計画(第2期)の策定、印西市障害福祉計画(第3期)の策定が、新しく入っております。

前田委員 途中からでも対象だと思うものを引用してもらおうと、非常にいいですね。

三島木委員 以前の実施状況報告は、ただ参加者だけの数値が出ているものだったが、これは比較できるようになっている、見込み参加者数があり目標がある、実際の参加者数が分かってとてもいいですね。

ただね、その割にはですね情報管理計画1000名も350名の回答はがっかりですね。意外と、周知方法など十分でないとのことで、社会福祉課の周知方法が悪く少なかったというの、福祉系の仕事をしているので、ちょっとが

っかりです。民間だと50名予定でも2倍くらいくるので、行政はいいなと考えてします。

もう少し、周知して頂けたらいいなと思います。

この中で、いくつか関係しているものがあるが、全然知らないうちに進んでいる気がします。印旛高校跡地のことにすごい興味があったのですが、いつやったのか、気が付いたら終わりましたよって、去年の会議でも出ていたと思うが、あんまり知ってほしくないのかなって思ってしまう。

議 長 1号から5号からの手続で、ワークショップ的に進めていくのではないのですかね。

事務局 それですと、市民会議手続になります。印旛高校跡地活用は、市民会議手続になります。

議 長 成果の所見だけど、みんな参加者が少ないとか多くて同じになってきている、本当に大事なものは、意見を聞けたかどうかということ所見が少ないね。

三島木委員 このシートは大変良いと思う。しかし、各課には市民にもう少し参加してもらおう気持ちでやってほしいなと思います。

これまでは、市民が多く参加すると大変だというのが見え見えだった、しかし今は市民参加推進委員会が出来ているので、各課で積極的に推進に協力してほしい意見はどうですか。

前田委員 形は、ここまで進化したなと思います。あとは中身ですね。さきほど議長が言ったように、所見が参加者が少ないとかでなくて、次のステップは質を高める。情報の提供の仕方というのが、例えば印旛高校跡地活用について、どういう形でパブコメしたか分からないですけど、ご意見があったらお知らせくださいか、素案が出来ている状態なのですね。

もっと意見を出しやすいパブリックコメントの方法がどのようなのか、職員の研修はどうなっているのですか。これは、後ほどのガイドラインの方で説明があると思いますが。

議 長 一覧で進捗の管理はホームページで公表はしていないのですか。

事務局 個別に進捗を管理しているので、総括表はありません。

議 長 それでは、議案（1）の平成23年度市民参加手続の中間報告について賛成いただける方は挙手をお願いします。（全員賛成）

次に、議事（2）に移ります。事務局の説明をお願いします。

事務局 それでは、ガイドラインについて修正点につきまして、新旧対照表を作成いたしましたので、それに沿って説明いたします。変更箇所を下線を引いております。それでは、最初に、目次です。

1 から 3 までにあった「推進計画」という言葉を削除しております。

4 について、「この計画における」を削除しました。

次に、5 の (5) 構築という言葉を実質強化という言葉に改めました。

続いて、次頁ですが、「推進計画の策定目的」を「策定の目的」に改め、2 については、「策定計画」を削除しました。

続いて、次頁ですが、「推進計画の進行管理」を「運用管理」に、「市民や行政等」を「市民等や市」に、「市民主体の行政と言えるものだと思います。」を「市民主体の市政運営を実現していくものです。」に、「進行管理は、企画財政部企画政策課」を「運用状況の把握は、条例を所掌する課」に、それぞれ改めます。

その下、《組織体制》の「検証する組織」を「検証する庁内組織」に改めます。

4. 「この計画における基本的事項」を「基本的事項」に改め、4 の (2) の「手続き」を「手続」に改めました。

次頁については、(3) 「どのようなことが必要となるのかを認識することが大切です」を「どのようなことが必要となるのかを良く認識した上で、積極的な情報提供に努め、市政への興味を持っていただくことが大切です」に改めました。

5. 取組内容については、「「改善」をすること」を「「改善」すること」に、「ありますので」を「あるので」に、「また、対象者が子供であったり、障害のある方を対象とすることもあります」を「また、対象者に子供が含まれる場合や、障害のある方を対象とすることもあるので」に、「表現も工夫したりすることが大切です。」を「表現とするなどの工夫も大切です。」に改めます。

次頁に移って、「施設」を「施設数」に、「考えや」を「意見」に改めます。

続いて、次頁、2 段目「それらの制度」を「制度」に、「市が求める」を「市の求めに応じ」に、最下段の「必要」を「重要」に、それぞれ改めます。

前田委員 お話は大体分かりましたので、時間もありませんので検討に時間をいただきたいと思います。

事務局 そうですね。変えた場所には、下線を引いておりますので後ほどご覧いただければと思います。

議長 それでは、ご意見をいただきましょう。

事務局 ガイドラインは、以前にお渡ししておりますので、内容を検討いただいたと思いますので、委員の皆さまからご意見をいただきたいと思います。

前田委員 私の意見を言うと、ガイドラインになっていないのではないかと思います。

議長 他にも御意見あったらお出しください。

前田委員 いろんなものは基本計画が企画立案あって、そのあと実施計画があって評価をしていく形になると思いますが、現行どうかと言うと、全部でないが、かなりの部分が、基本計画は情報公開市民参加が進んでいます。それはそれで結構なんで

すが、決定段階・素案段階はブラックボックスになって、市民がA案をとるかB案をとるかという参加できない形にはなっていない。決まった後、住民説明会とかになる。

ガイドラインの一番の目的は、条例は一気通関で出来ていると思いますが、ガイドラインも原則に沿って、原案段階で、開示してくださいといってもできないですね。現実的には、議会に承認得る前に市民に示されない場合がほとんどだと思う。

私は、ブラックボックスを無くしたいと思っており、現在は利害関係者がいっぱいいて、職員を守るものがないから、職員を守るためにガイドラインがあると思っています。今だと、職員が袋叩きになってしまう状況だと思う。

事務局 後で説明しようと思っていたんですけど、今回は案と言う形で上げております。

前田委員 ガイドラインとすれば、細かいところを定めていないと思います。オーソライズされていれば、安心して運用できる。具体的な基準を持っていない。情報公開としての適切な時期ではなく、実施段階の素案においてという具体的なタイミングで何をすべきだとか定められていない。これでは職員は迷ってしまうのではないかと思う。

文章的に、条例と規則の枠を出ていないと思う。言葉を変えただけで、ある部分掘り下げており評価できる部分もあるが、実際職員担当者が動けるんだろうかと思う。以前、ある課の課長に素案の段階では情報公開できないと言われた。大体が決定後にオープンにするのがほとんどであり、決定してから市民に公開になる。素案段階で発表したら混乱してしまうとは思いますがそれでよいのか。

議長 議会に説明する際、議会でオープンになっているとは考えられるのではないかと思うが、今回のガイドラインにより風穴をあける形にできればと思う。

三島木委員 ガイドラインを以前、一から作ったものであり、この段階でいうのはびっくりしています。ここまで時間を掛け作ってきたものであり、内容を変えるのであれば時間を作ってもらわないといけないと思います。最初に取り組む際、すごい時間をかけたのですから。

前田委員 最初にガイドラインの検討の時、条例と二重になったら意味がないと、実務のガイドラインとしたいという趣旨で作成したものであり、基本的にはこの内容で良いとは思いますが、もっと細則にした方が職員の実務者が使えるものになると考えます。

事務局 元々、前委員がその時の委員会に作業部会を作り検討が始まったものであり、今回は、課で調整し文言等の修正を行ったものです。前田委員がおっしゃっている公開の基準というのは、ケースバイケースで公開できる情報なのか、公表できる段階でないと公表できないものか、どの時点で公表できるかの位置付けの判断は難しいと思われます。

前田委員 クリーンセンターの移設に関して、いくら費用が掛かるか市は公式には公表していないですね。唯一それが出来るようになるのは、担当者が実務に沿ったガイドラインに沿って事務を行うことであり、それが職員を守る仕組みにできないかと思います。

篠田委員 民間会社だとコンプライン規定がほしいと思うが、印西市にはあるのですか。

事務局 情報公開については、情報管理課の情報公開条例はあります。

篠田委員 ガイドラインの中には、就業規則のコンプライン規定があるなら掲載すべきだが、ないならこれで良いかと思います。細かい点について、もし入れるなら、膨大な量になると思います。

前田委員 条例が出来て3年が経過し、条例の趣旨は、市が重要事項を決定する際、市民が選択する余地を残さないとしているものとする。決定してからではなく市民が決められるようにしなさいということです。

それが、私の感覚では出来ていないと思う。ある課長さんに聞いても議会に出す前に言えないと言っていました。現実的にそうなのだろうと理解してしまった。

議長 議会に出るときにはネゴシエーション済んでしまっている。そこに風穴あけるのは難しいかと思う。市民参加の実施予定と事後評価だけではなく、条例の精神でもっと踏み込んだものも話し合っているかと思う。

前田委員 ガイドラインの最終的な取扱いはどのように考えていますか。

事務局 最終的には、市民参加を促進するため、委員会からの意見と言う形で職員に周知を図る予定です。

議長 作成に何年か掛けたから決着をつけたいという形ですかね。

前田委員 内容は70%出来ていると思います。しかし、残りの30%だと思うがこれでは理想のものでない。3週間ほど時間を頂ければと思います。

議長 それでは決定を次回にしますか。現在の委員が残っている間にできればと思います。

前田委員 要するに、このガイドラインに意思決定過程のブラックボックスか解消されれば良いことなのだが。

事務局 情報公開条例で定められている部分は、どのようなガイドラインでも公開で

きないものと考えます。

議 長 現段階のガイドラインでは、条例を説明しているだけと思う。

前田委員 職員が実務で使えるガイドラインにしようというのが最初の考えでした。

議 長 ガイドラインの内容は実態として難しいところがあるが、十分に表現されていないのであればいかがとは思う。

前田委員 根底に職員のマインドがないと駄目。市の職員の研修の方が大切なのかとも思う。これは日常業務の中でもできると思う。

議 長 それでは、ここまでまとめていただいたので、伸ばしておいてもしょうがないでしょう。

事務局 確かに合併をして、市民参加条例の理解が深いとはなっていない部分があるので今後、研修等を実施したいと思います。

議 長 それでは、これで出しましょう。決議事項と言うことで取りまとめて賛成の方は挙手を願います。4対2ということで決定します。

また、次は次ということで。それでは、(2)は終わりました(3)のその他ということで、前田委員から提案があるそうなのでお願いします。

前田委員 今、印西市の焼却場が問題となっているが、市民の生活大きく影響があることなので、市民参加の手続をしてほしいということを印西市から環境整備組合に申し入れをしていただきたいと考えます。

独立した別組織だと理解しているが、申し入れすることは可能であろうと思います。実質的には組合負担金の60%を印西市が負担し、子会社と言ってもよいと思います。主たる自治体であるので申込が出来ると思います。

別件ですが、噂では印西市は120億円の負担があるそうなので、大きな問題であるので市民参加条例の対象となることだと思うが、市は条例に沿って手続進めるのかどうか。

議 長 事実確認したいが、まずクリーンセンターの件は総合計画では出てきたことありますか。

事務局 前田委員おっしゃるとおり行政とは別組織であり、組合には組合議会があり、ひとつの行政機関でありますので、限界があると思います。

議 長 そこを、組合が市民参加手続をやるように提案してほしいということです。

事務局 本委員会から組合に要望するとなると、市民参加条例の趣旨にあるように、国県と同様に別の行政機関の運用が適用されるわけであり、条例に基づいた要望と言うものは他の行政機関に正式には出来ないものです。

また、市民参加の対象と言うことで第5条で求めることになっておりますが、本委員会から、市長に対しての意見するのは条例趣旨とは違うものと思われま
す。委員会は、市長の諮問に対して審議答申するのが趣旨だと考えます。

議 長 それでは、審議会委員の有志で意見書を出すということでいかがか。

篠田委員 委員会で意見書要望するのは、クリーンセンターを例にとり、市民参加手
続してほしいというものなのか、クリーンセンターの移設を見直せということ
なのかどちらであるのか確認したい。

前田委員 市民参加手続上の問題です。

篠田委員 市民参加手続上の問題を言うなら問題ないと思う。

事 務 局 今回の件は、市民参加条例には該当しないので、別の形の要望ならばと思
考えられますが。

議 長 それでは委員調整の上、要望書ということにいたしましょう。

平成23年11月28日に行われた印西市市民参加推進委員会の会議録は、事実と相違
ないので、これを承認する。

平成24年 月 日

会議録署名委員_____